

資料 4 「地方自治体の発注体制に関する実態調査」について

1 . アンケート回収状況	1
2 . 回答自治体の概要.....	2
2-1 公共事業規模.....	2
1) 自治体区分毎の公共事業費	2
2) 工事発注件数	3
3) 工事発注金額	4
4) 業務委託件数	5
5) 業務委託金額	6
6) 技術職員 1 人あたりの工事件数.....	7
7) 技術職員 1 人あたりの工事費	8
8) 技術職員 1 人あたりの業務委託件数	9
9) 技術職員 1 人あたりの業務委託費	10
2-2 公共事業発注部門職員数の配置数.....	11
1) 職員数	11
2) 職員構成	12
3) 技術職員の最終学歴状況.....	13
2-3 技術職員の資格保有状況	14
1) 有資格者の状況	14
2) 技術士資格の保有状況	15
3) 一級土木施工管理技士の保有状況	16
3 入札・契約方式の状況	17
3-1 工事の入札・契約方式.....	17
3-2 委託業務の入札・契約方式.....	18
3-3 外部支援の活用状況.....	19
4 . 企業選定	20
4-1 企業選定時の情報活用状況.....	20
4-2 活用情報内容.....	21
1) 企業情報充足度	22
2) 不足企業情報	23
4-3 CORINS 普及状況	24
1) CORINS 認知の状況.....	24
2) CORINS の義務付け状況	25
3) CORINS 義務付け範囲	26
4) CORINS 受注時登録猶予期間	26
5 . 発注者支援DBの活用状況	27

1. アンケート回収状況

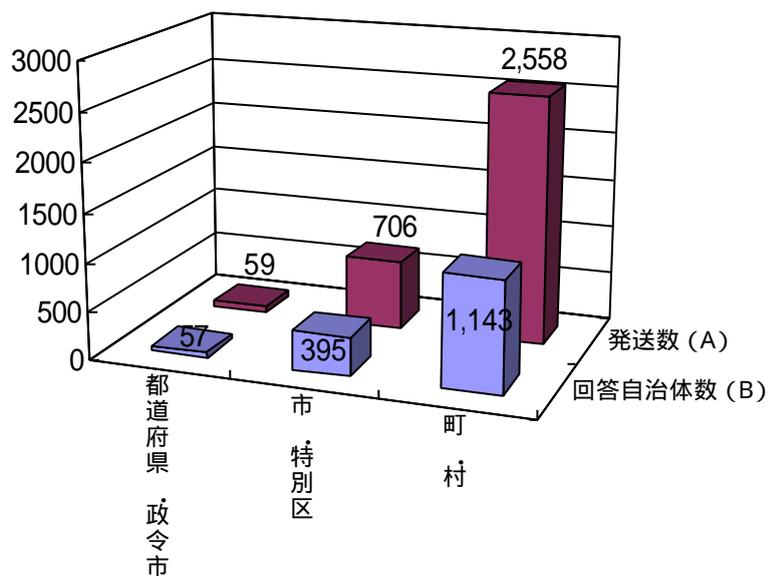
アンケートの送付・回収状況は表 1-1 に示すとおりである。自治体区分が小さくなるほど回収率が下がっているが、最も回収率が少ない町・村で約 45%程度であった。全体では、約 48%程度の回収率となっている。

表 1-1 アンケート送付・回収自治体状況

区分	自治体数			回収率(%) (B) / (A)
	発送数 (A)	回答自治体数 (B)	収集数 (C)	
都道府県・政令市	59	57	65	96.6
市・特別区	706	395	433	55.9
町・村	2,558	1,143	1,175	44.7
計	3,323	1,595	1,673	48.0

(B) 重複なし (C) 自治体により複数回答あり

図1-1 アンケート送付・回収自治体状況



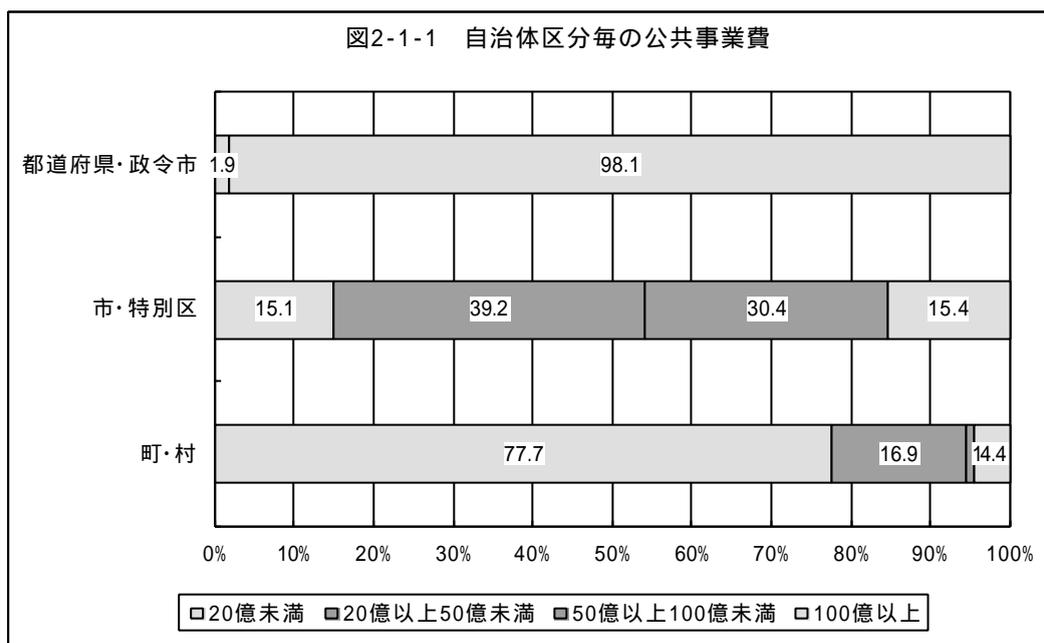
2. 回答自治体の概要

2-1 公共事業規模

1) 自治体区分毎の公共事業費

アンケート回答した自治体の公共事業費を自治体区分毎（図 2-1-1）に示す。

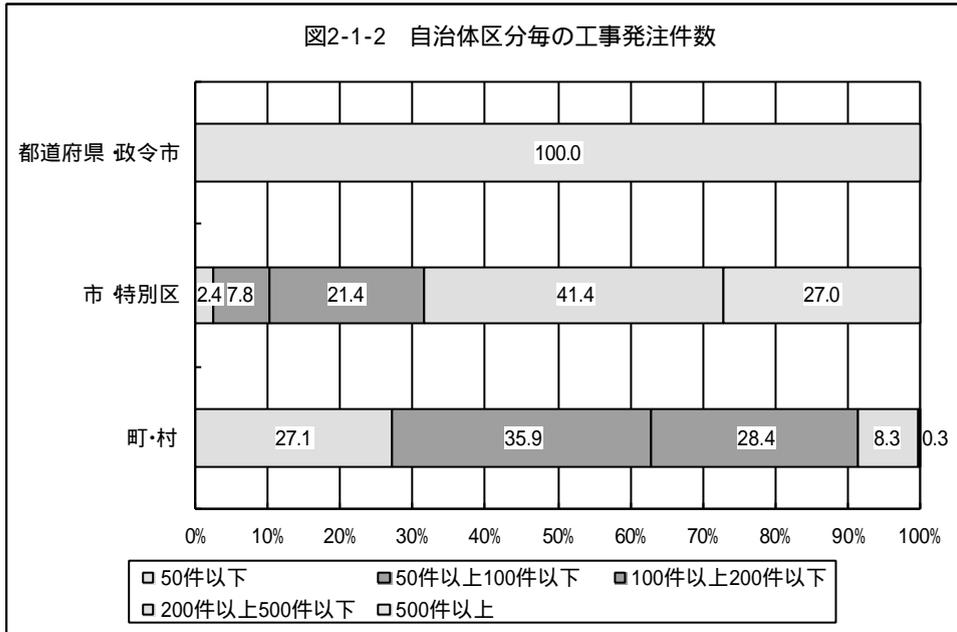
都道府県・政令市では、ほとんどの自治体が公共事業規模 100 億以上である。自治体区分が小さくなるに従い、公共事業規模も小さくなっている。町・村では、ほとんどの自治体が公共事業規模 50 億未満である。



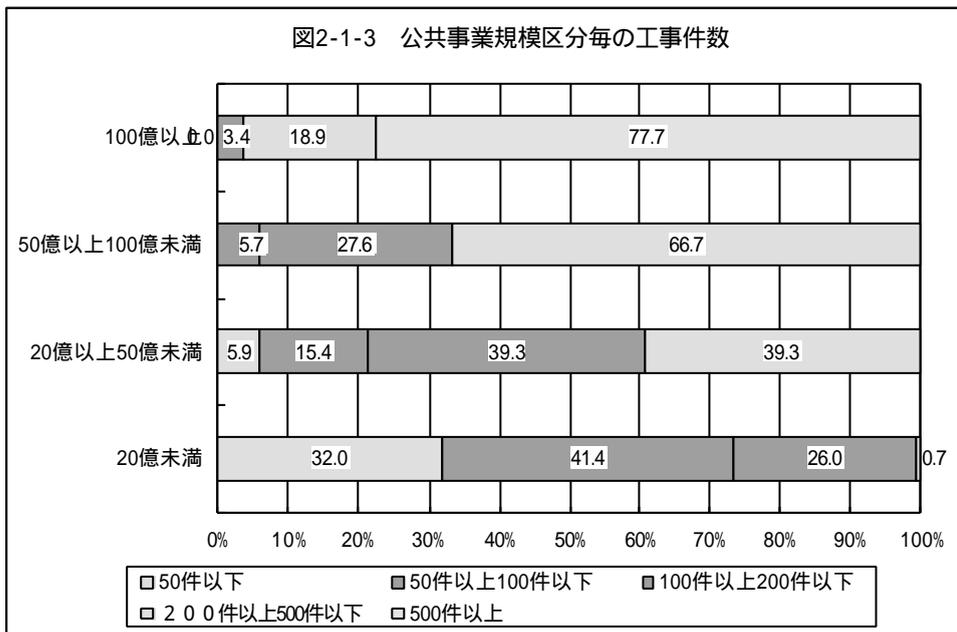
2) 工事発注件数

公共事業工事の発注件数を自治体区分毎(図 2-1-2)及び公共事業規模区分毎(図 2-1-3)に示す。

都道府県・政令市では、全ての自治体が工事発注件数 500 件以上である。自治体区分が小さくなるに従い、工事発注件数は少なくなり、町・村では、50 件以上 100 件未満が最も多い。



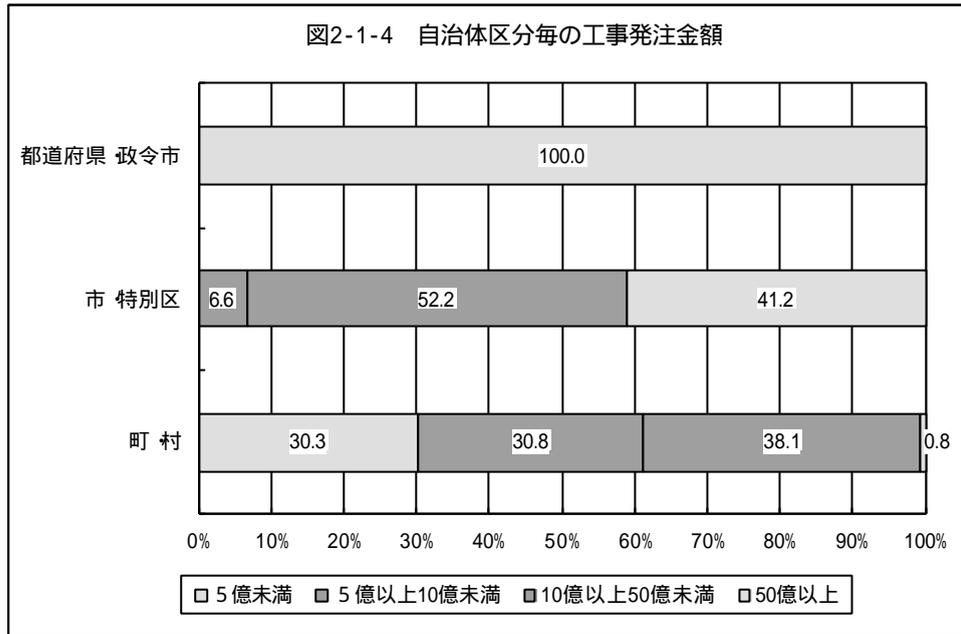
公共事業規模 100 億以上の自治体では、8 割弱の自治体が工事発注件数 500 件以上である。公共事業規模が小さくなるに従い、工事発注件数は少なくなり、公共事業規模 20 億未満の自治体では、50 件以上 100 件以下が最も多い。



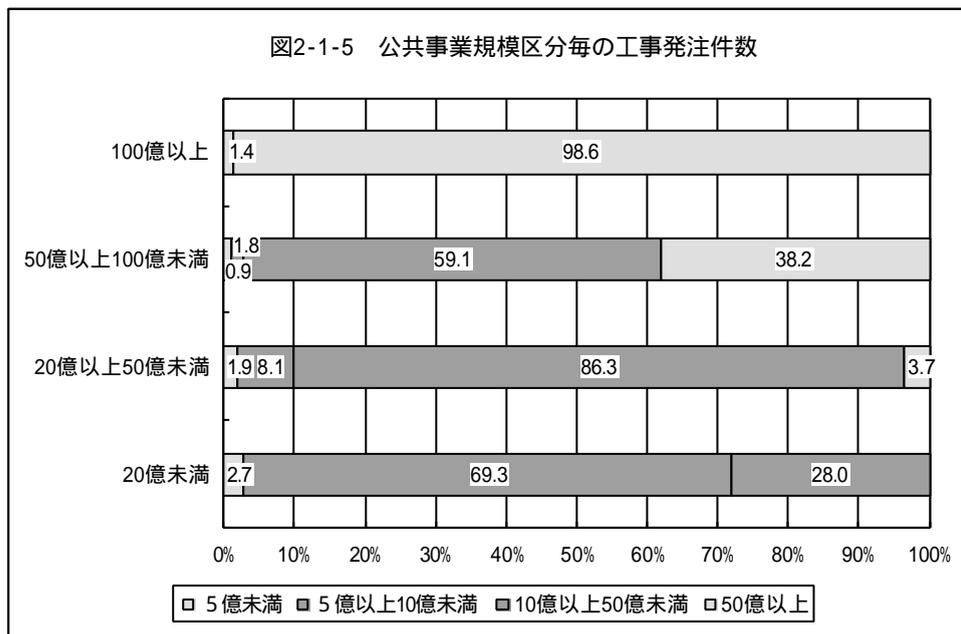
3) 工事発注金額

公共事業工事の発注金額を自治体区分毎（図 2-1-4）及び公共事業規模区分毎（図 2-1-5）に示す。

都道府県・政令市では、工事発注金額は全ての自治体で 50 億以上である。自治体区分が小さくなるに従い、工事発注金額は少なくなっている。都道府県・政令市及び市・特別では工事発注金額が 5 億未満の自治体はないが、町・村では 3 割の自治体が存在している。



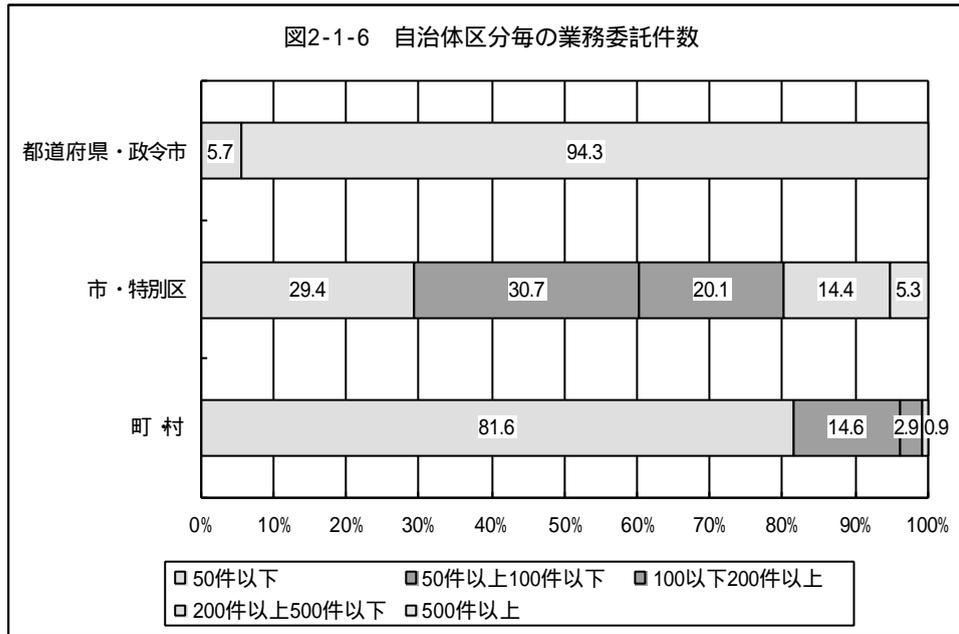
公共事業規模 100 億以上ではほとんどの自治体が工事発注金額 50 億以上であるが、公共事業規模が小さくなるに従い、工事発注金額は少なくなっている。公共事業規模 20 億未満の自治体では、ほとんどの自治体が工事発注金額 5 億以上 10 億未満である。



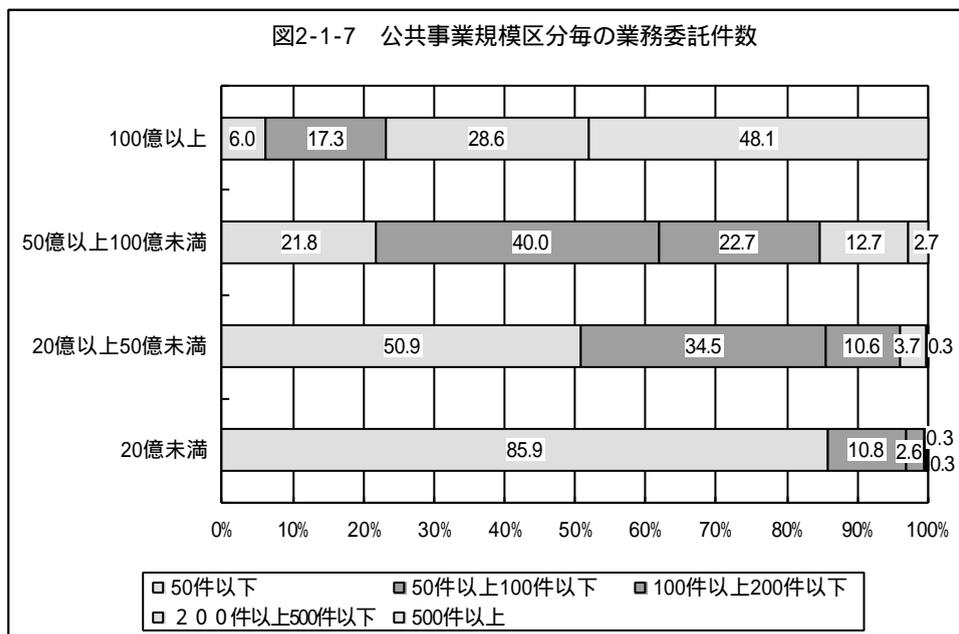
4) 業務委託件数

公共発注機関による委託業務件数を自治体区分毎(図2-1-6)及び公共事業規模区分毎(図2-1-7)に示す。

都道府県・政令市では、ほとんどの自治体が委託業務件数500件以上であるが、自治体区分が小さくなるに従い、業務委託件数が少なくなっており、町・村では、業務委託件数が50件以下が8割となっている。



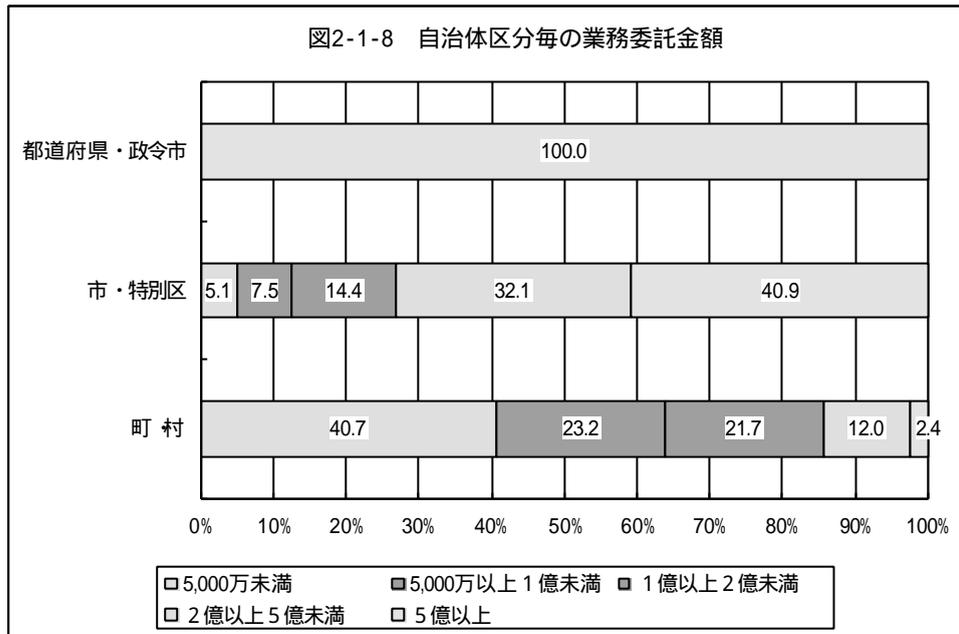
公共事業規模100億以上の自治体では、業務委託件数500件以上が5割であるが、公共事業規模が小さくなるに従い、業務委託件数が少なくなっている。公共事業規模20億未満の自治体では、業務委託件数50件以下が8割強となっている。



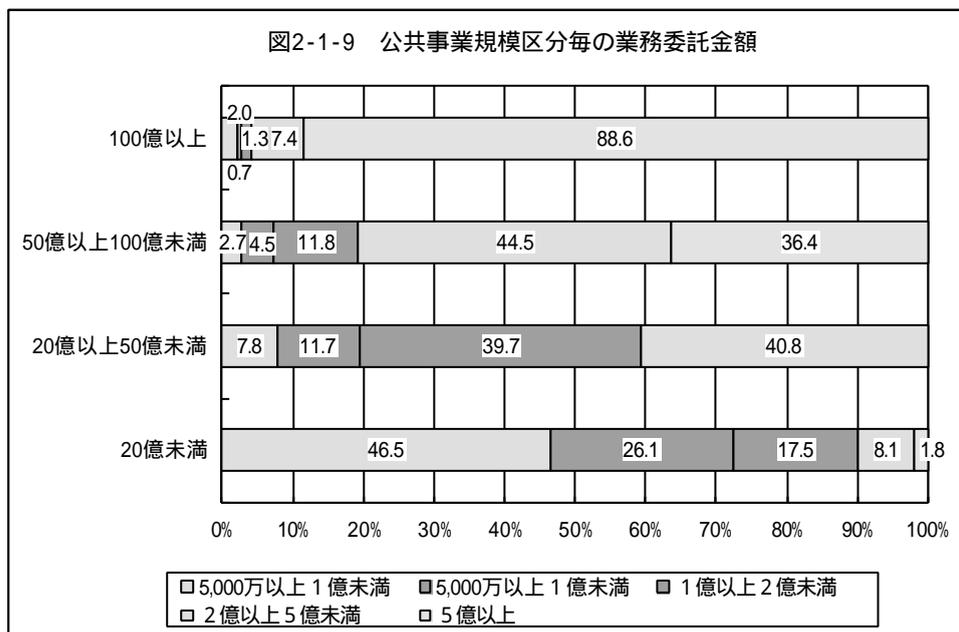
5) 業務委託金額

公共発注機関による業務委託金額の合計を自治体区分毎（図 2-1-8）及び公共事業規模区分毎（図 2-1-9）に示す。

都道府県・政令市では、全ての自治体において業務委託金額 5 億以上であるが、自治体区分が小さくなるに従い業務委託金額が少なくなっており、町・村では、業務委託金額は 5,000 万未満が 4 割で最も多くなっている。



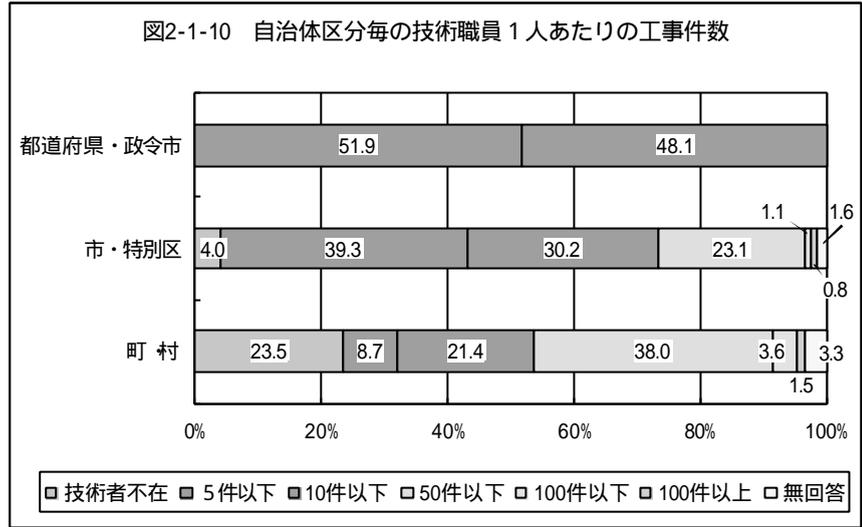
公共事業規模 100 億以上の自治体では、9 割弱の自治体が業務委託金額 5 億以上であるが、公共事業規模が小さくなるに従い、業務委託金額は少なくなっている。公共事業規模 20 億未満の自治体では、業務委託金額 5,000 万未満が 5 割弱と最も多くなっている。



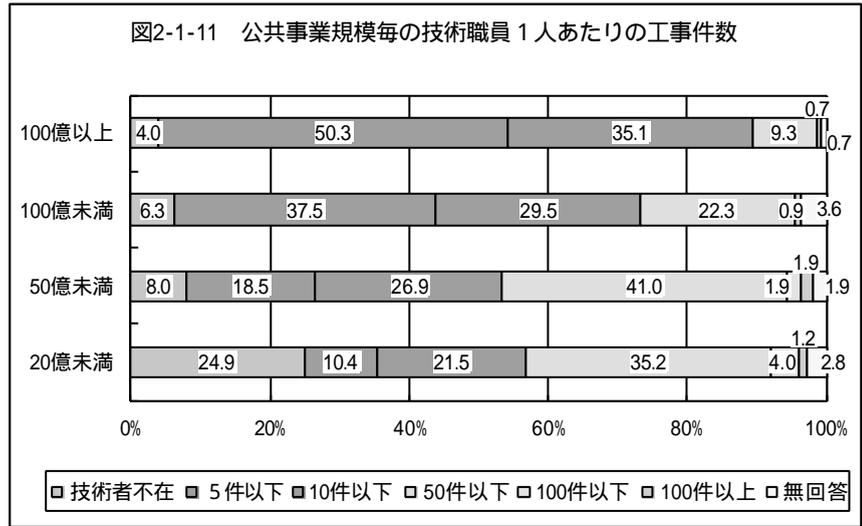
6) 技術職員 1 人あたりの工事件数

技術職員 1 人あたりの工事件数を自治体区分毎 (図 2-1-10) 及び公共事業規模区分毎 (図 2-1-11) に示す。

都道府県・政令市では、全ての自治体が技術職員 1 人あたりの工事件数は 10 件以下であるが、自治体区分が小さくなるに従い、技術職員不在が多くなるとともに、技術職員 1 人あたりの工事件数が増えている。



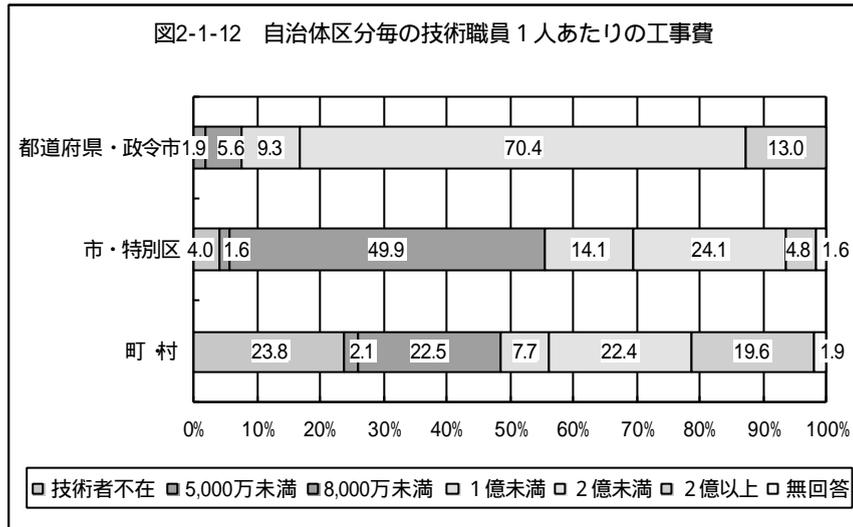
公共事業規模 100 億以上では、ほとんどの自治体が技術職員 1 人あたりの工事件数は 10 件以下であるが、公共事業規模区分が小さくなるに従い、技術職員不在が多くなるとともに、技術職員 1 人あたりの工事件数が増えている。



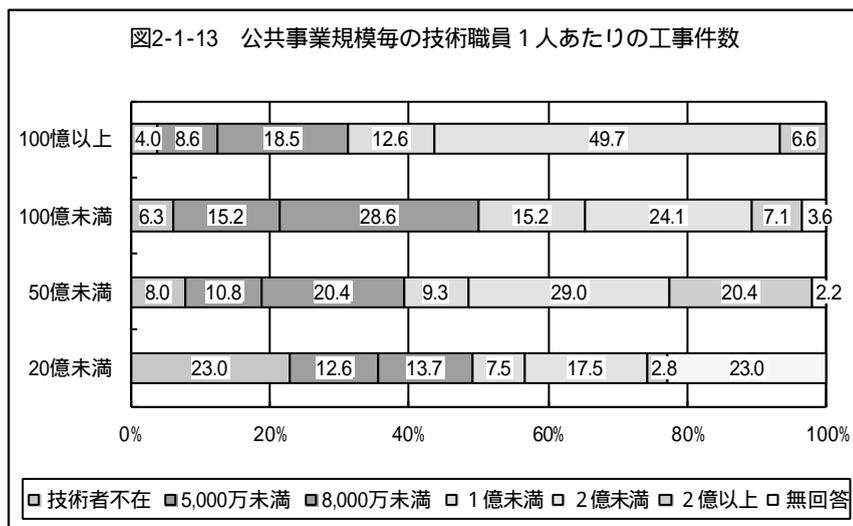
7) 技術職員 1 人あたりの工事費

技術職員 1 人あたりの工事費を自治体区分毎（図 2-1-12）及び公共事業規模区分毎（図 2-1-13）に示す。

都道府県・政令市では、技術職員 1 人あたりの工事費は 2 億未満が最も多くなっているが、市・特別区では 1 億～5,000 万未満が 5 割となっている。町・村では、技術職員不在が多いとともに、技術職員 1 人あたりの工事費が 2 億以上との回答が多くなっている。



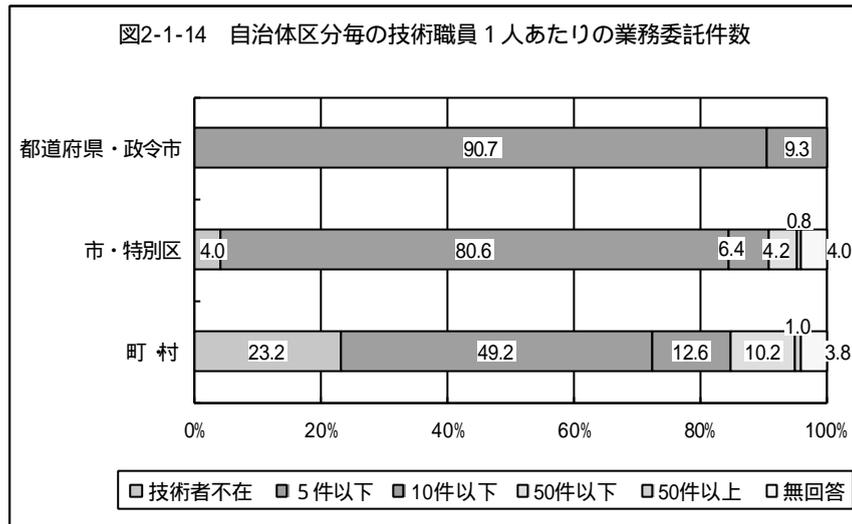
公共事業規模 100 億以上では、技術職員 1 人あたりの工事費は 2 億未満が最も多くなっているが、市・特別区では 1 億～5,000 万未満が 5 割となっている。公共事業規模 50 億未満では、技術職員不在が多いとともに、技術職員 1 人あたりの工事費が億以上との回答が多くなっている。



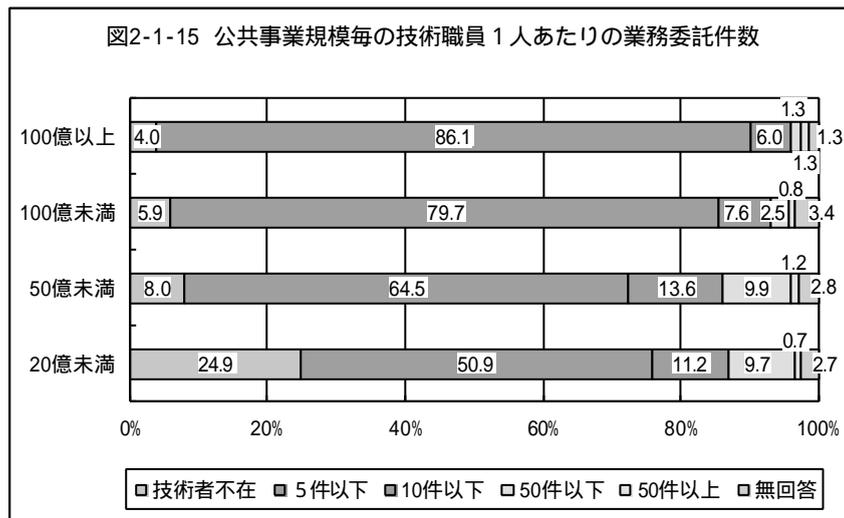
8) 技術職員 1 人あたりの業務委託件数

技術職員 1 人あたりの業務委託件数を自治体区分毎 (図 2-1-14) 及び公共事業規模区分毎 (図 2-1-15) に示す。

都道府県・政令市では、ほとんどの自治体が技術職員 1 人あたりの業務委託件数は 10 件以下となっているが、自治体区分が小さくなるに従い、技術職員不在が多くなるとともに、10 件以上の割合が多くなっている。



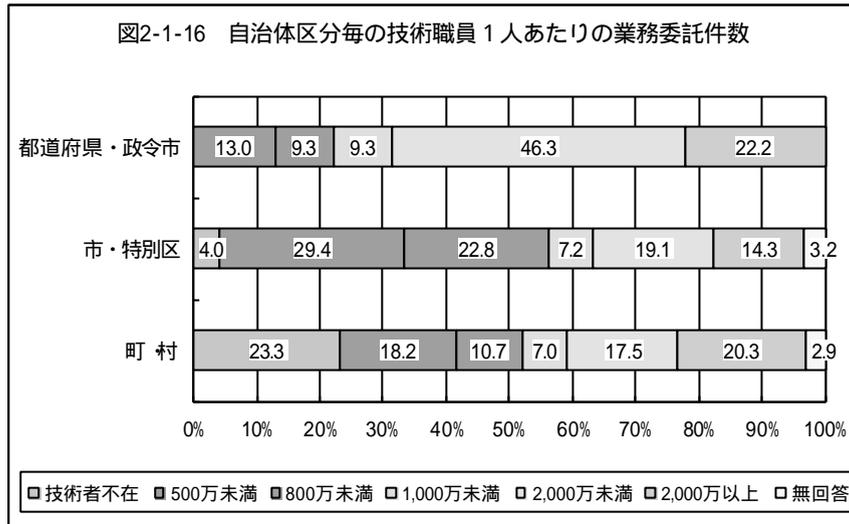
公共事業規模 100 億以上では、ほとんどの自治体が技術職員 1 人あたりの業務委託件数は 10 件以下となっているが、公共事業規模が小さくなるに従い、技術職員不在が多くなるとともに、10 件以上の割合が多くなっている。



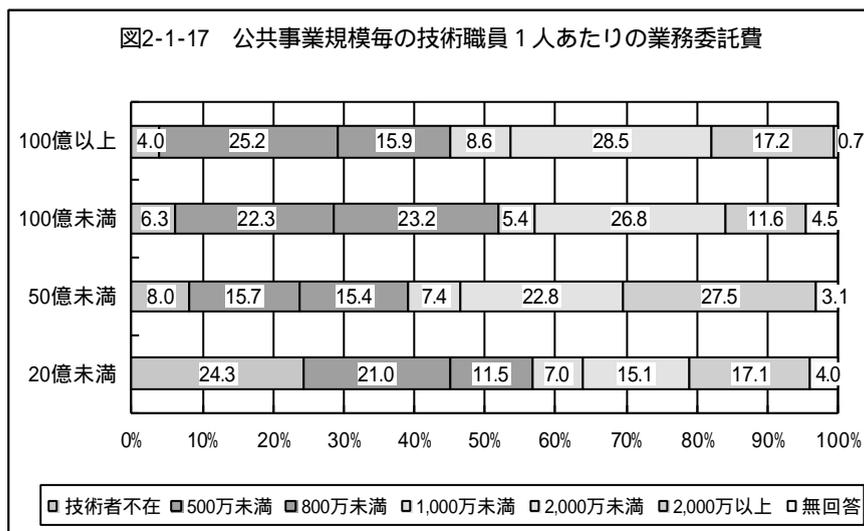
9) 技術職員 1 人あたりの業務委託費

技術職員 1 人あたりの業務委託費を自治体区分毎(図 2-1-16)及び公共事業規模区分毎(図 2-1-17) に示す。

都道府県・政令市では技術職員 1 人あたりの業務委託費が 2,000 万未満が最も多くなっており、市・特別区では、500 万未満及び 800 万未満が多くなっている。町・村では、技術職員不在、2,000 万以上、500 万未満の順となっている。



公共事業規模が小さくなるに従い、技術者不在の割合が多くなっている。100 億以上から 20 億までは事業規模が小さくなるに従い 1 人あたりの業務委託費が多くなる傾向にあるが、20 億未満の自治体においては反対に 1 人あたりの事業費が小さくなっている。

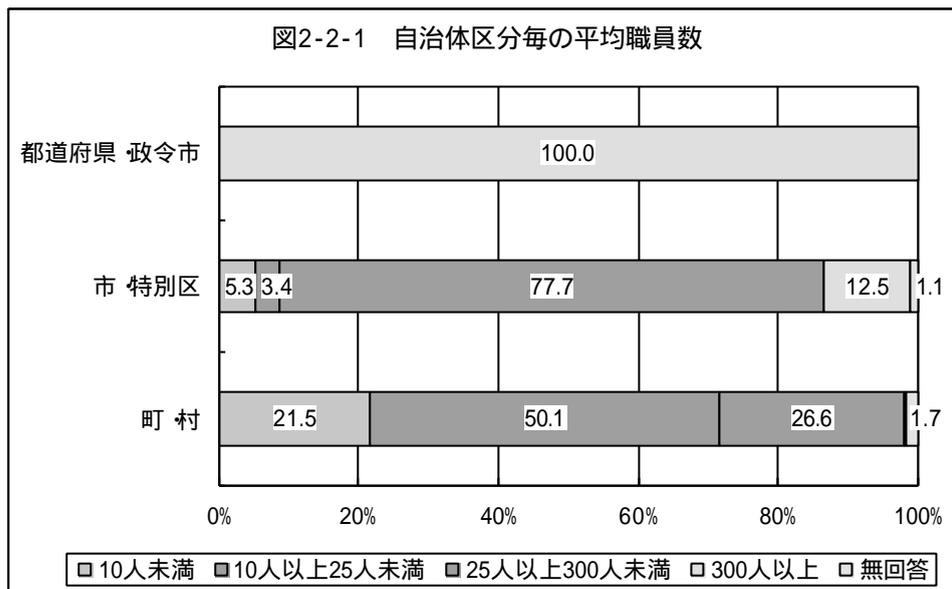


2-2 公共事業発注部門職員数の配置数

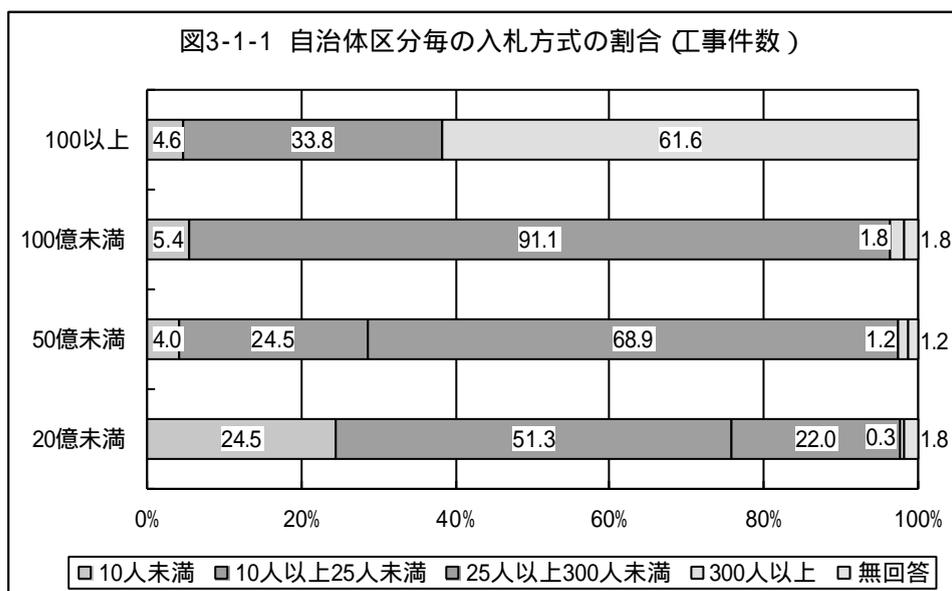
1) 職員数

自治体区分毎の平均公共事業発注部門職員数（図 2-2-1）及び公共事業規模区分毎の平均公共事業発注部門職員数（図 2-2-2）に示す。

都道府県・政令市の公共事業発注部門職員数は全ての自治体が 300 人以上であるのに対し、町・村の公共事業発注部門職員数は 25 人以下が 7 割強であり、自治体区分が小さくなるほど公共事業発注部門職員数が少なくなっている。



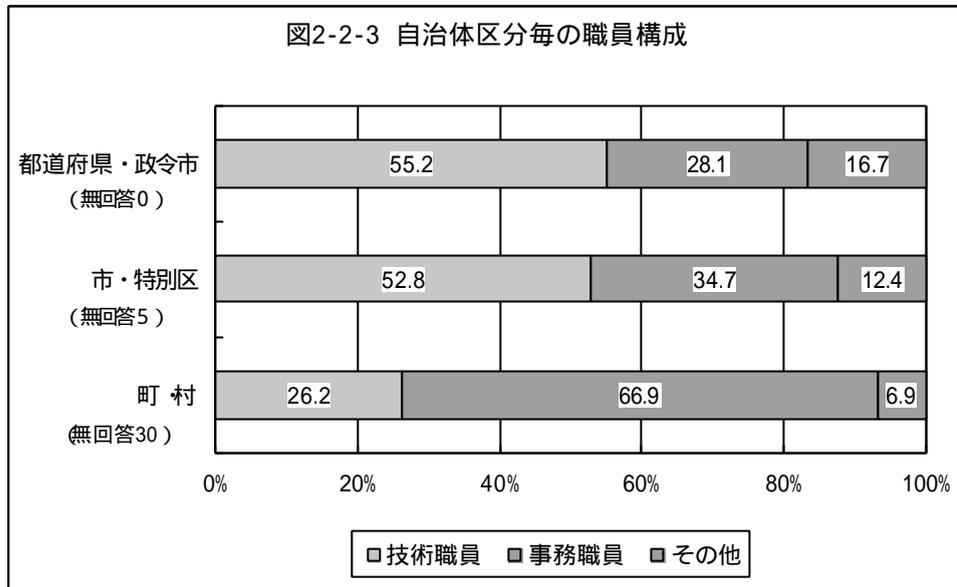
公共事業 100 億以上の自治体は公共事業発注部門職員数 300 人以上が 6 割であるのに対し、公共事業規模が小さくなるにつれ、公共事業発注部門職員数が少なくなっている。



2) 職員構成

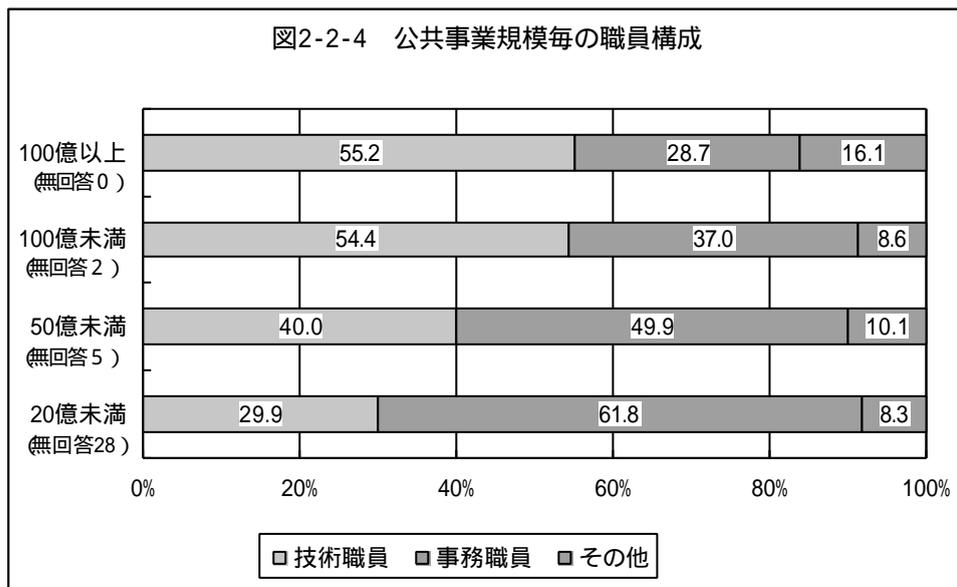
職員構成について自治体区分毎（図 2-2-3）及び公共事業規模区分毎（図 2-2-4）に示す。

都道府県・政令市では、技術職員が5割強であるのに対し、自治体区分が小さくなるに従い、技術職員が少なくなっている。町・村では、技術職員が3割となっている。



その他とは運転手・オペレータ・アルバイト・パート等の職員を示す。

公共事業規模 100 億以上の自治体では、技術職員が5割強であるのに対し、公共事業規模が小さくなるに従い、技術職員が少なくなっている。公共事業規模 20 億未満では、技術職員が3割となっている。

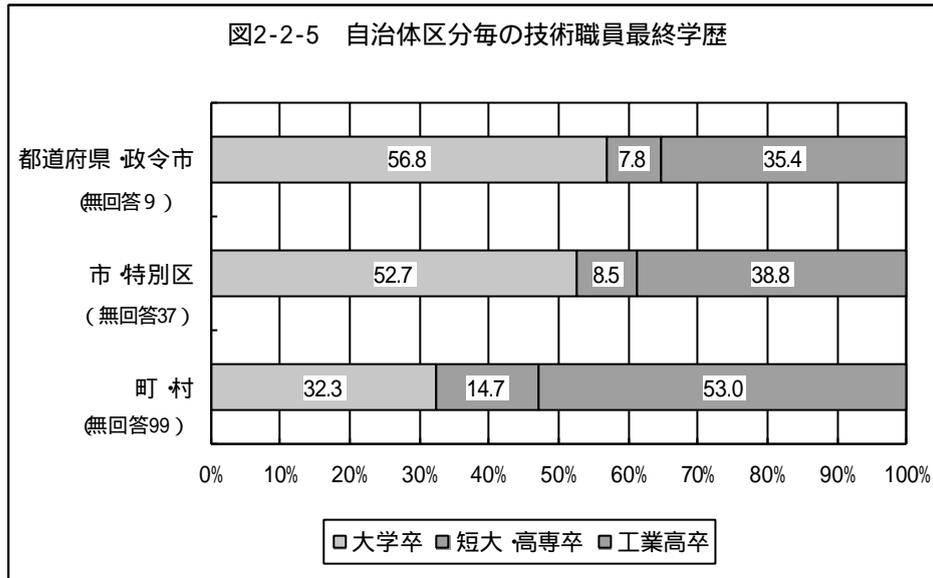


その他とは運転手・オペレータ・アルバイト・パート等の職員を示す。

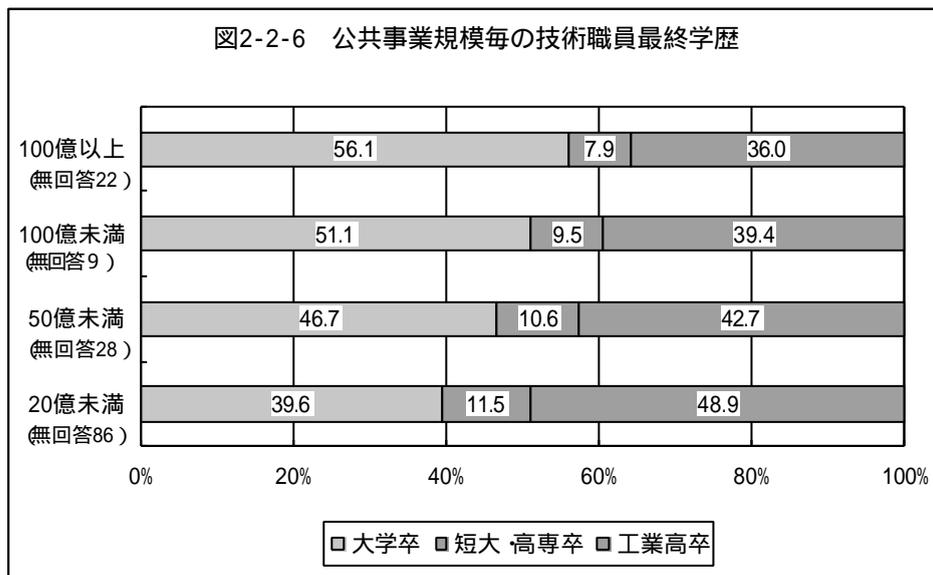
3) 技術職員の最終学歴状況

自治体区分毎の技術職員の最終学歴の割合（図 2-2-5）及び公共事業規模毎の最終学歴の割合（図 2-2-6）に示す。

都道府県・政令市の技術職員では大学卒及び短大・高専卒が6割強であるのに対し、町・村では工業高卒が5割強である。自治体区分が小さくなるほど、大学卒の割合が少なくなり、逆に工業高卒の割合が多くなっている。



公共事業規模 100 億以上の自治体の技術職員は大学卒及び短大・高専卒が6割強であるのに対し、公共事業規模が 20 億未満の自治体の技術職員は5割が工業高卒である。公共事業規模が小さくなるに従い、大学卒の割合が少なくなり、逆に工業高卒の割合が多くなっている。



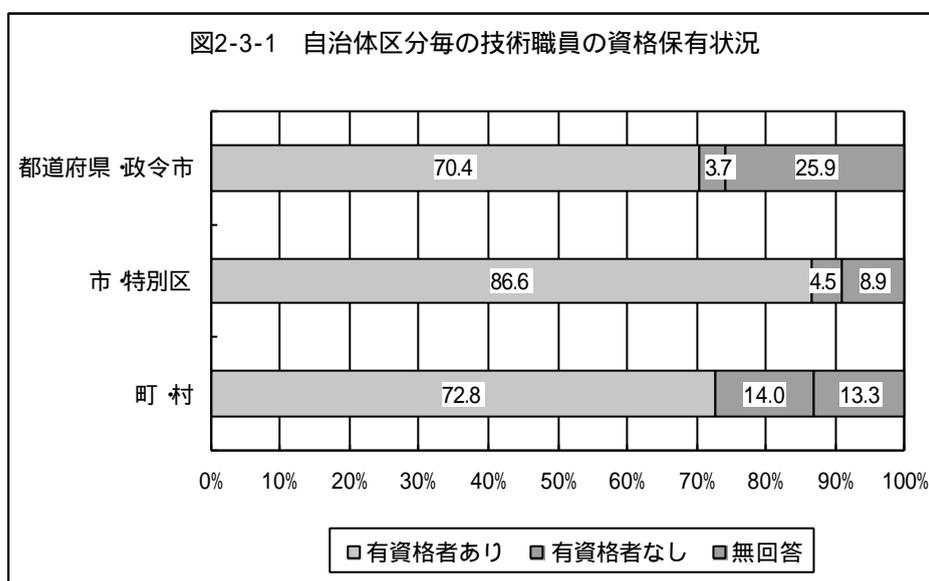
2-3 技術職員の資格保有状況

ここでいう資格とは「一級・二級土木施工管理技士」、「一級・二級建築士保有者数」、「技術士（建設部門）」、「RCCM」、「コンクリート技士」、「コンクリート主任技士」、「ダム工事総括管理技術者」、「下水道事業技術検定合格者」を示す。

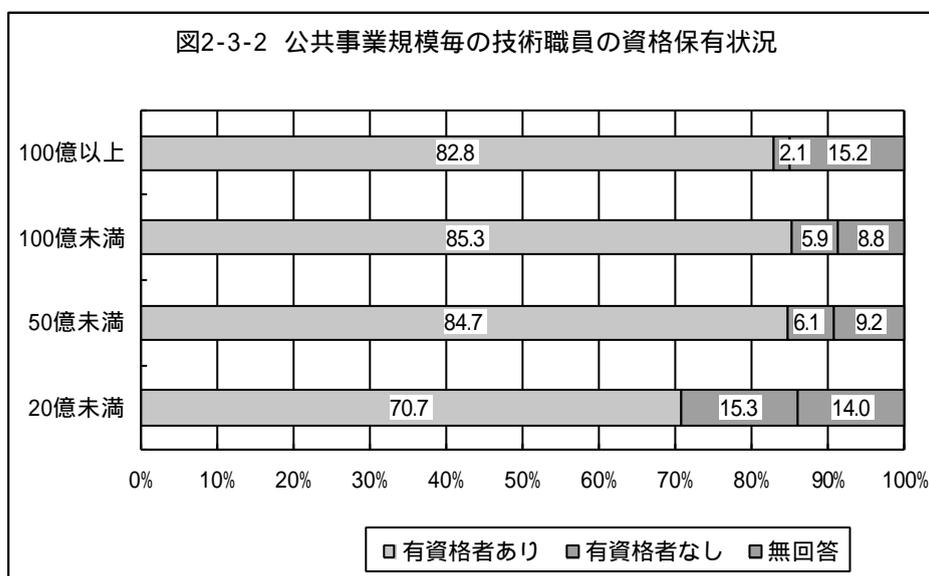
1) 有資格者の状況

職員のうち有資格者について自治体区分毎の技術職員の有資格者数（図 2-3-1）及び公共事業規模区分毎の有資格者数（図 2-3-2）に示す。

全体的に有資格者が存在している自治体の割合は多いが、7割強の自治体において何らかの資格保有者が存在している。



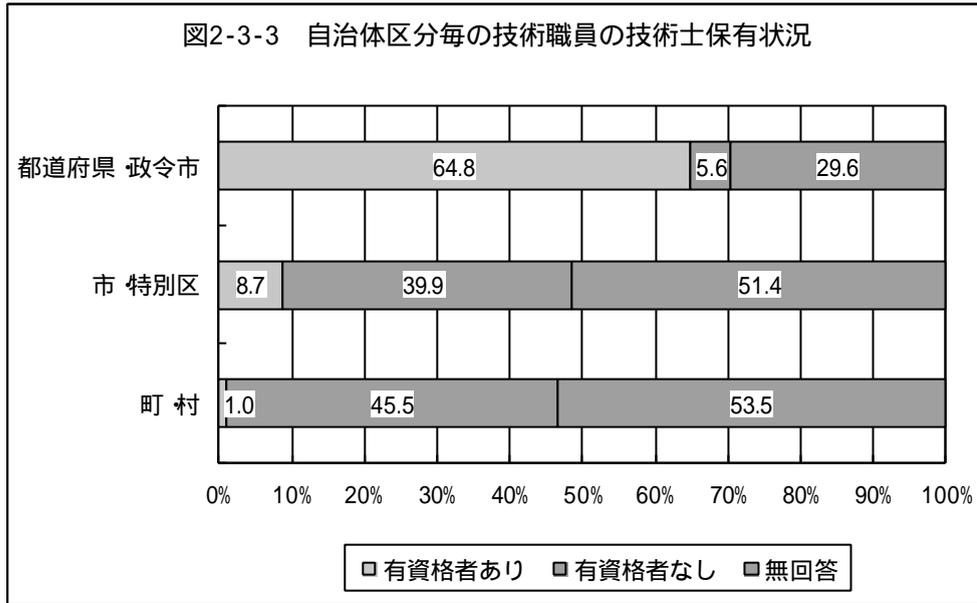
全体的に有資格者が存在している自治体の割合は多いが、公共事業規模 20 億未満の自治体では7割強程度にとどまり、他の公共事業規模区分より少なくなっている。



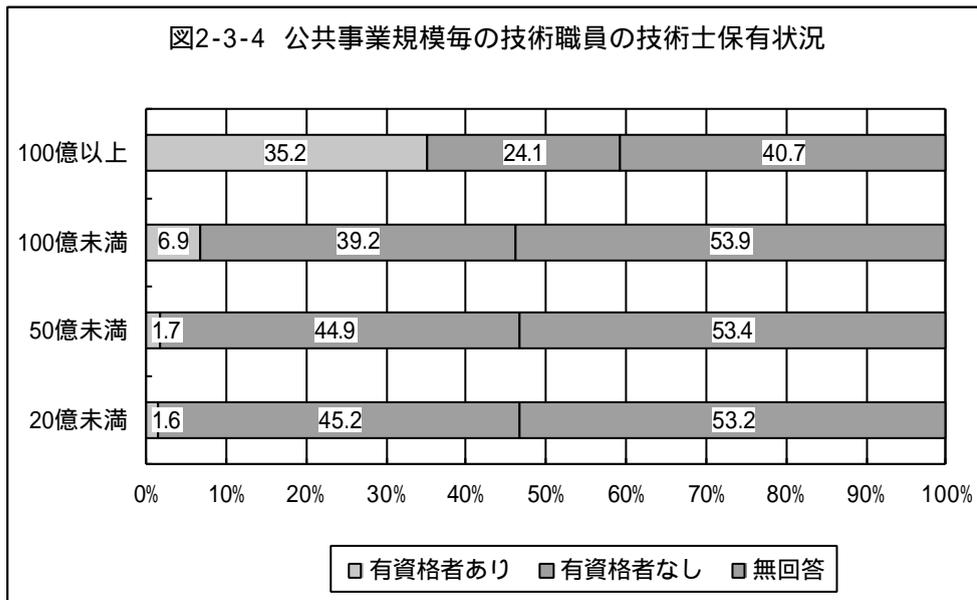
2) 技術士資格の保有状況

職員のうち技術士有資格者について自治体区分毎(図 2-3-3)及び公共事業規模区分毎(図 2-3-4)に示す。

都道府県・政令市においては6割強の自治体で技術士保有者を有している。反面、市・特別区では9%、町・村に至っては1%程度しか有していない



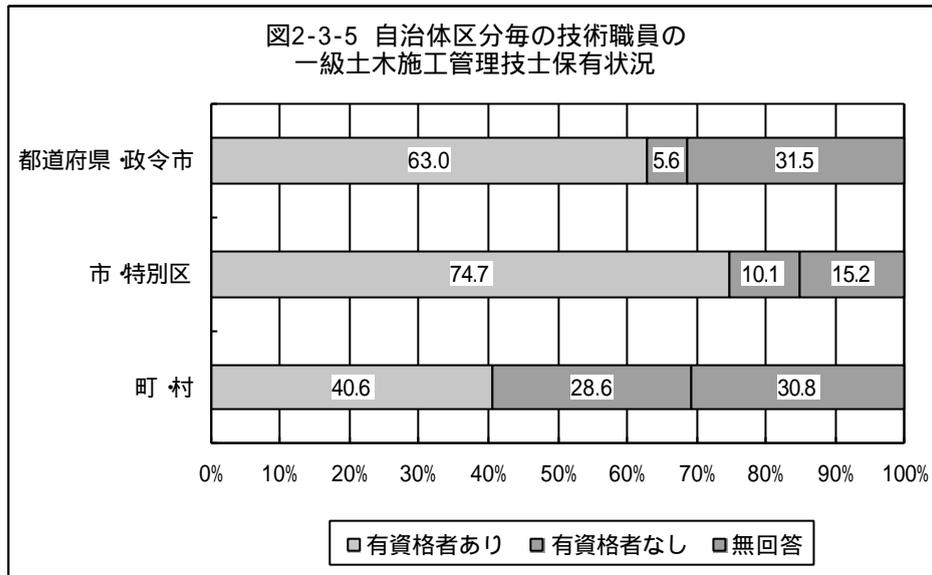
公共事業規模 100 億以上では3割強となっているが、100 億未満の自治体では1割にも満たない保有状況となっている。



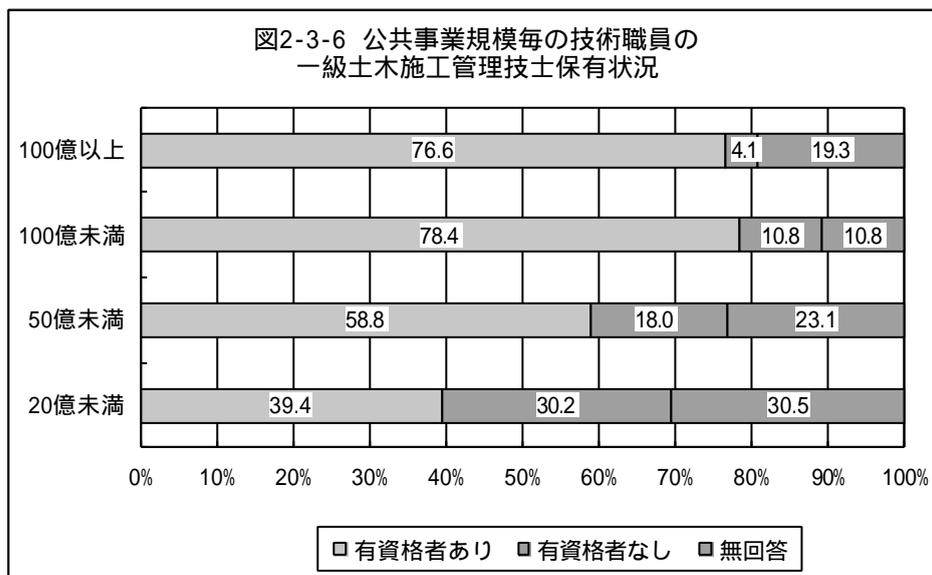
3) 一級土木施工管理技士の保有状況

職員のうち一級土木施工管理技士有資格者について自治体区分毎（図 2-3-5）及び公共事業規模区分毎（図 2-3-6）に示す。

都道府県・政令市、市・特別区共に 6 割以上の自治体において一級土木施工管理技士を有しているが、町・村においても約 4 割程度の保有状況となっている。



公共事業規模 100 億以上は保有率が 8 割弱となっているが、公共事業規模が小さくなるに従い保有率が低くなっている。なお、公共事業規模 20 億未満において 4 割程度となっている。

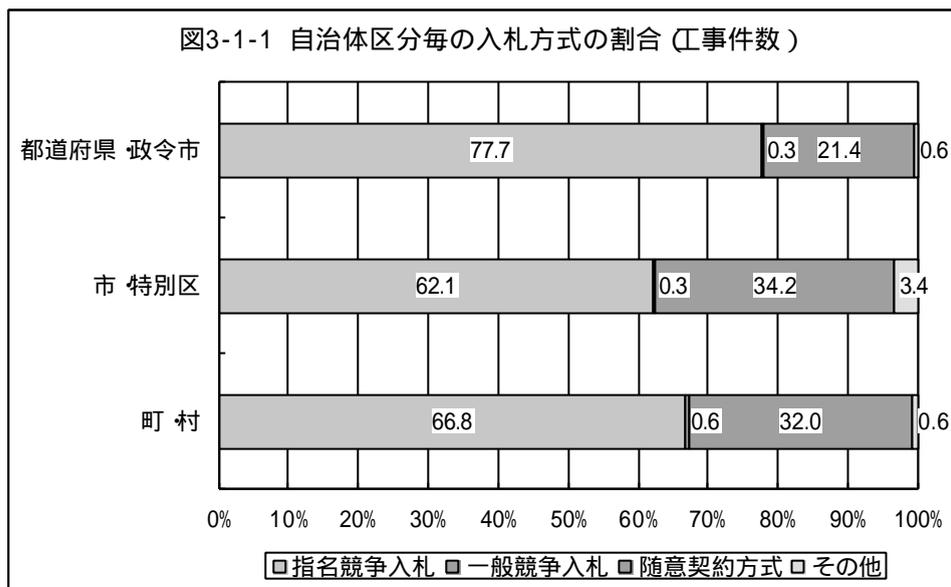


3 入札・契約方式の状況

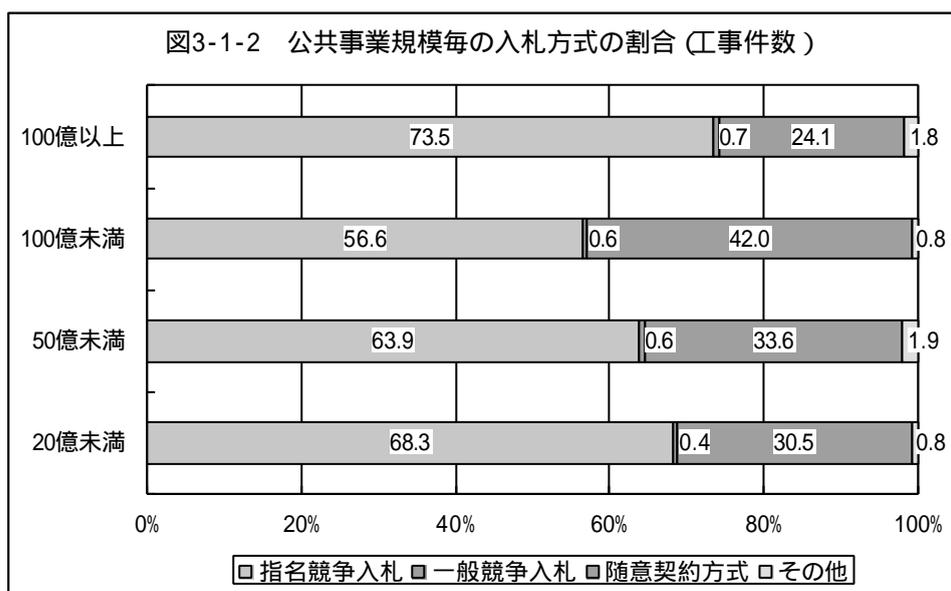
3-1 工事の入札・契約方式

工事における入札・契約方式の割合を自治体区分毎(図 3-1-1)及び公共事業規模区分毎(図 3-1-2)に示す。

都道府県・政令市では指名競争入札方式が多くなっているが、市・特別区及び町・村では比較的随意契約方式が多くなっている。



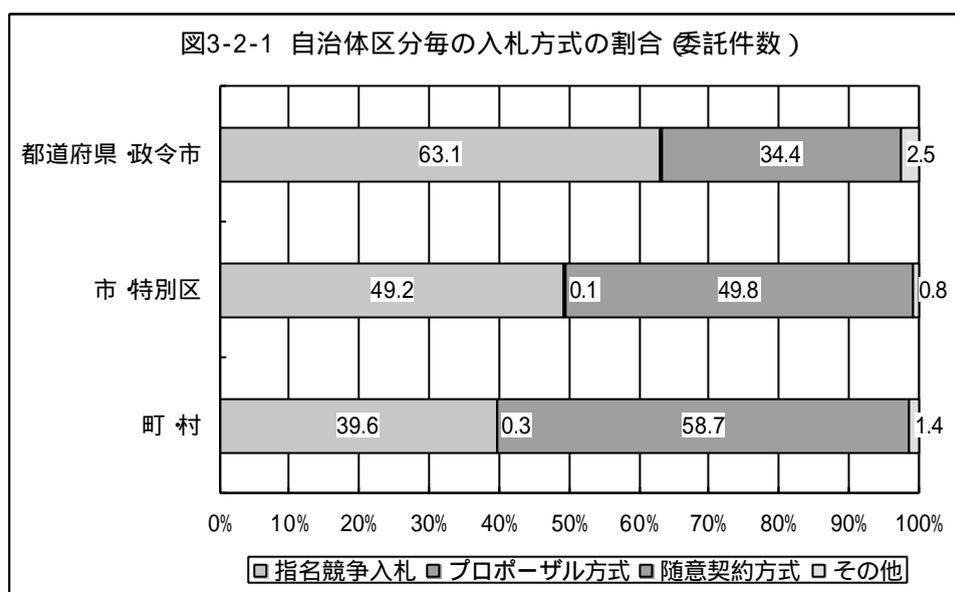
公共事業規模 100 億円以上の自治体は比較的指名競争入札方式の割合が最も多く 7 割となっているが、他の公共事業規模区分では、比較的随意契約方式が多くなっている。



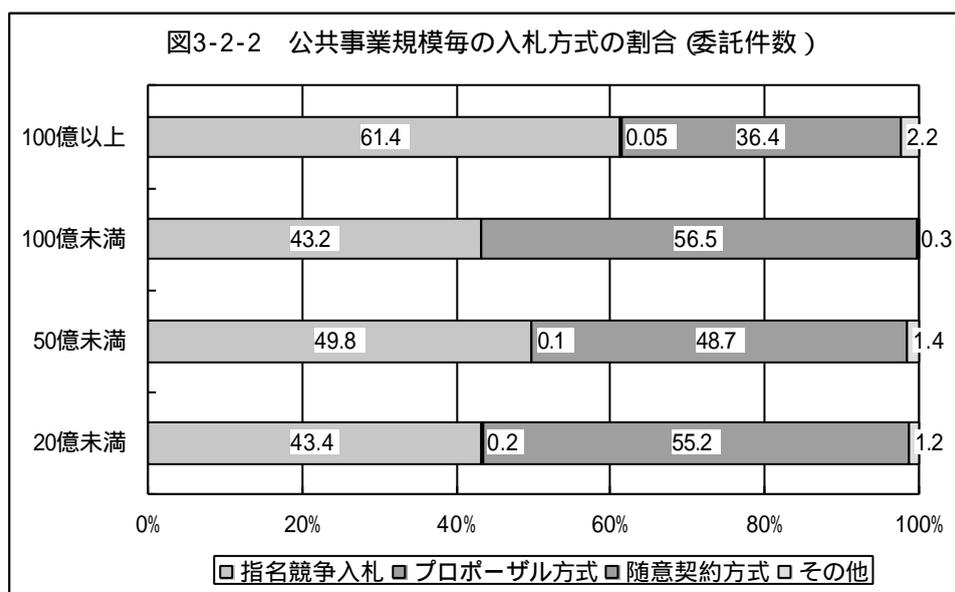
3-2 委託業務の入札・契約方式

委託業務における入札・契約方式の割合を自治体区分毎（図 3-2-1）及び公共事業規模区分毎（図 3-2-2）に示す。

都道府県・政令市では指名競争入札方式が多く随意契約方式が少なくなっており、町・村では逆に指名競争入札方式が少なく随意契約方式が多くなっている。



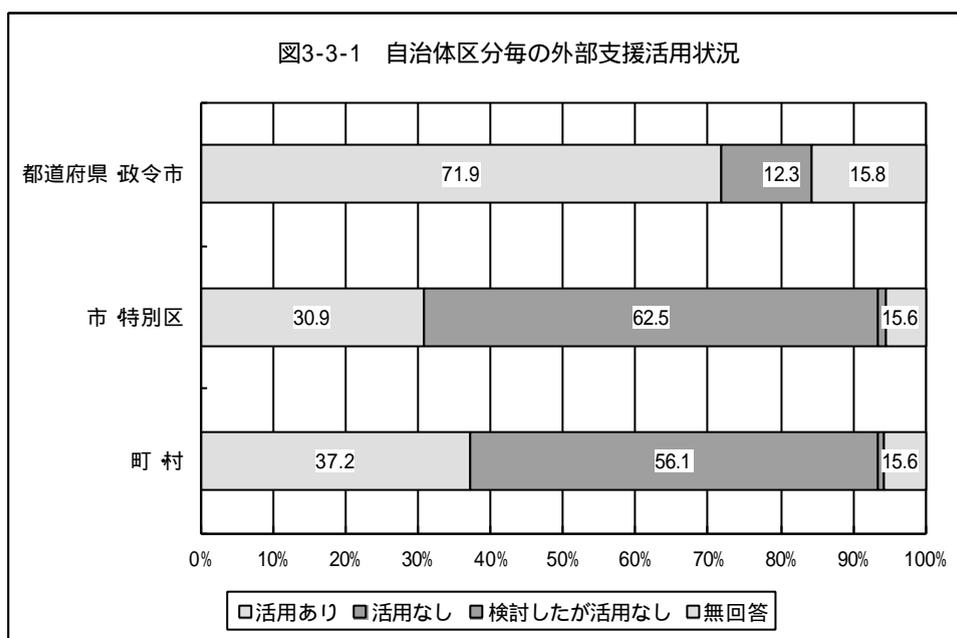
公共事業規模 100 億円以上の自治体は指名競争入札方式が多くなっているが、100 億円未満の自治体では随意契約方式が 5 割強と多くなっている。



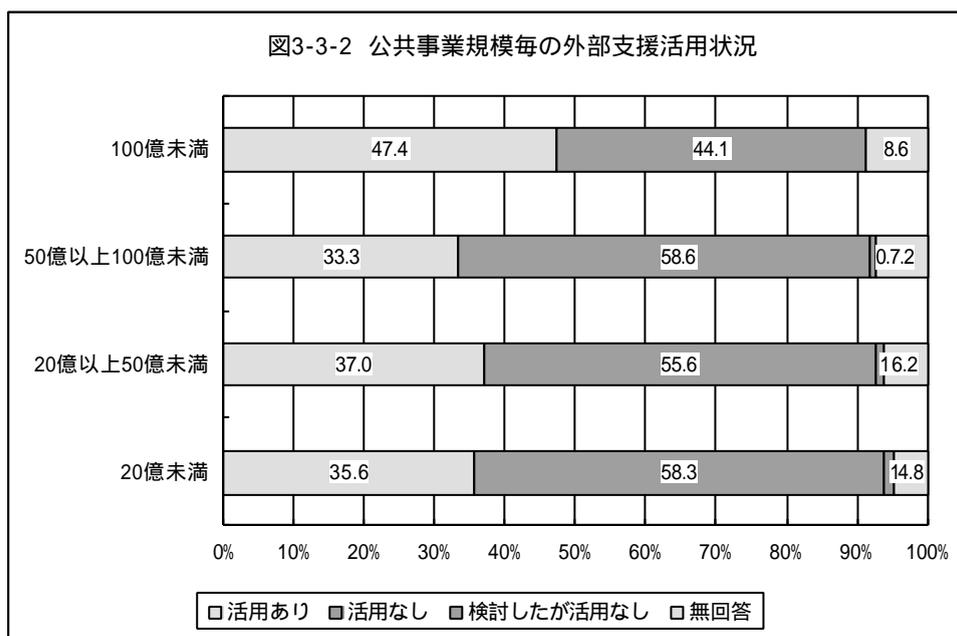
3-3 外部支援の活用状況

発注者外部からの支援状況について自治体区分毎（図 3-3-1）及び公共事業規模区分毎（図 3-3-2）に示す。

都道府県・政令市では外部支援について「活用あり」が多くなっているが、市・特別区及び町・村では「活用なし」が多くなっている。



公共事業規模 100 億円以上の自治体では外部支援について「活用あり」が比較的多くなっているが、100 億円未満の自治体では「活用なし」が多くなっている。

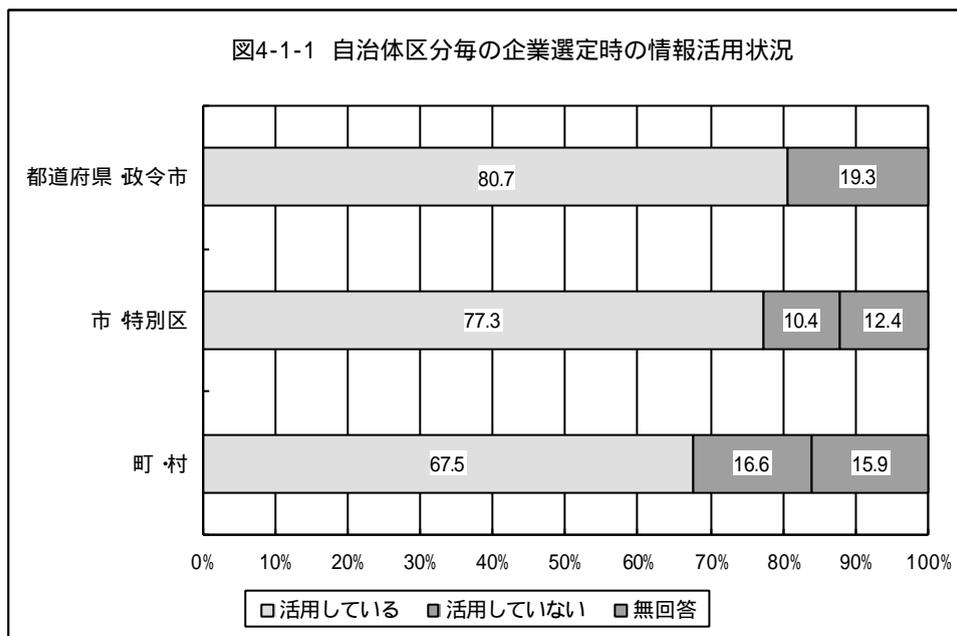


4 . 企業選定

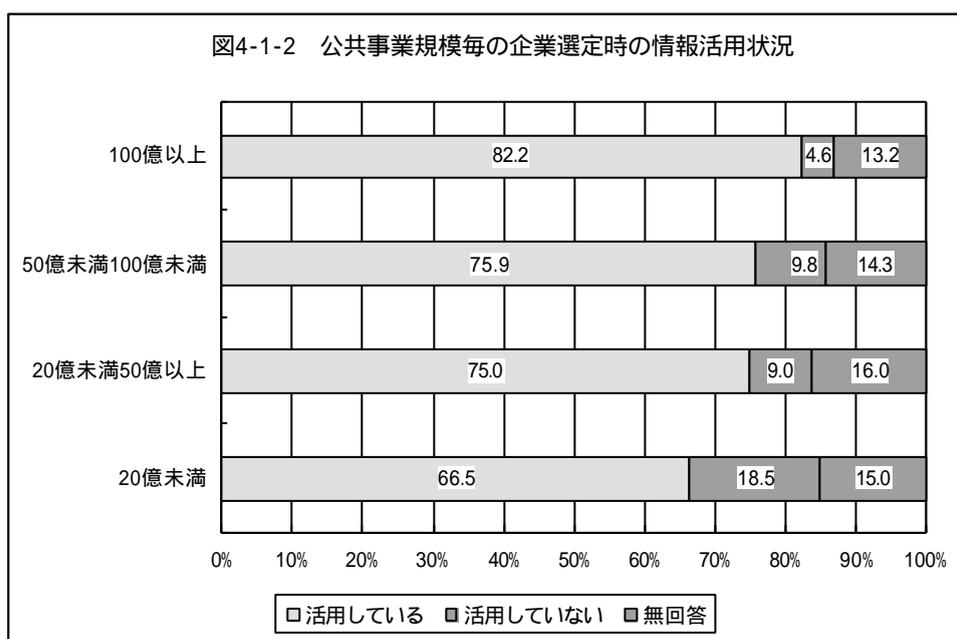
4-1 企業選定時の情報活用状況

自治体区分毎の企業選定の情報活用状況を自治体区分毎（図 4-1-1）及び公共事業規模区分毎（図 4-1-2）に示す。

各自治体において企業情報の活用率は高くなっている。活用率は、都道府県・政令市、市・特別区、町・村の順になっているが、その割合に大きな差は見られない。



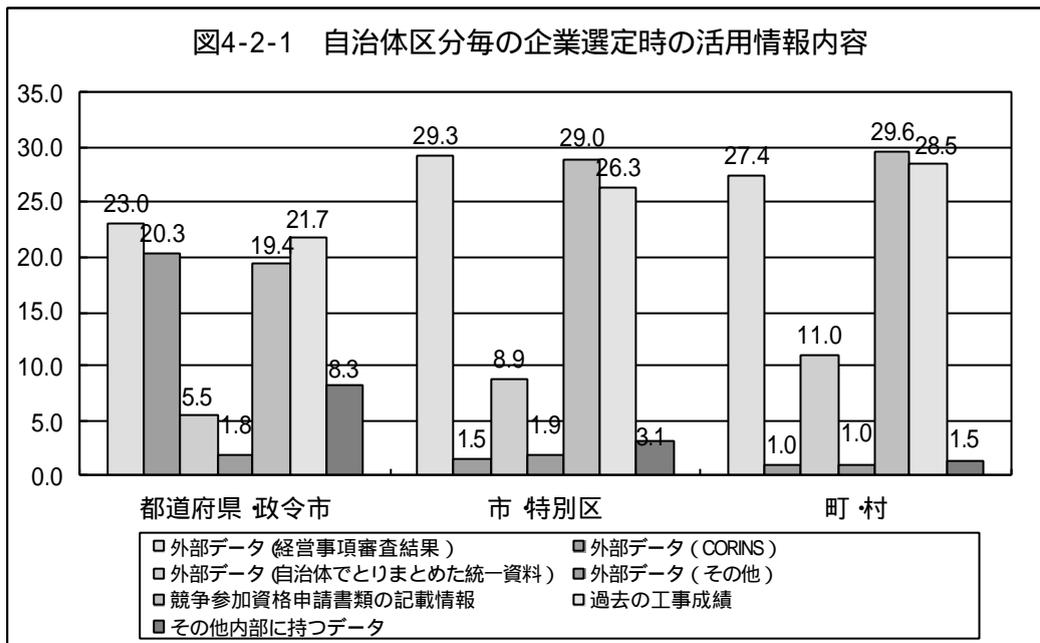
公共事業規模を問わず企業情報の活用率は高くなっている。活用率は、公共事業規模が大きい順になっているが、その割合に大きな差は見られない。



4-2 活用情報内容

企業選定時に活用している情報内容を自治体区分毎（図 4-2-1）に示す。

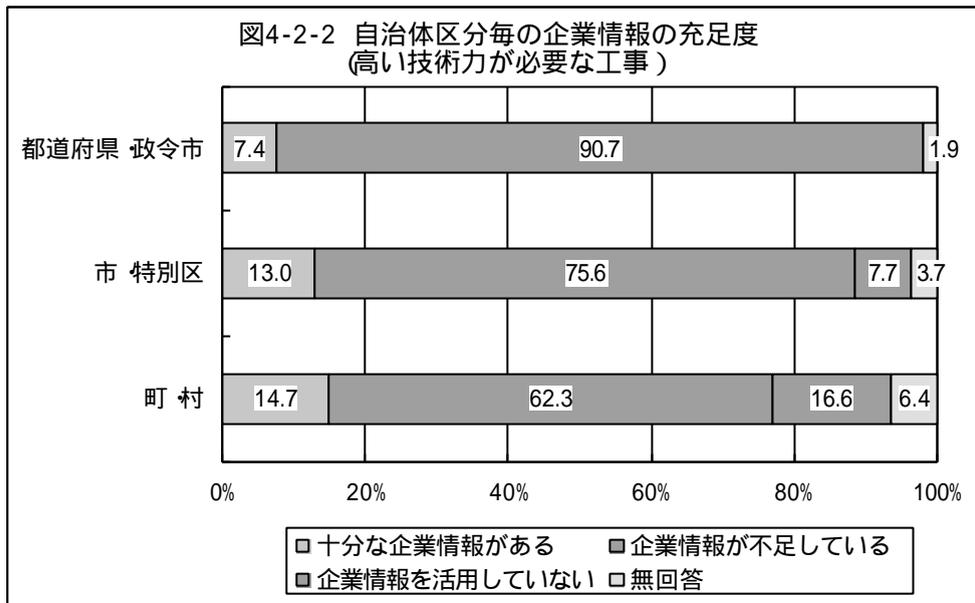
都道府県・政令市では多様な情報（「経営事項審査」「CORINS」「競争参加資格申請書」「過去の工事成績」）を活用している様子が伺える。市町村・特別区、町・村においては都道府県・政令市と比較して「CORINS」の活用が非常に低くなっている。



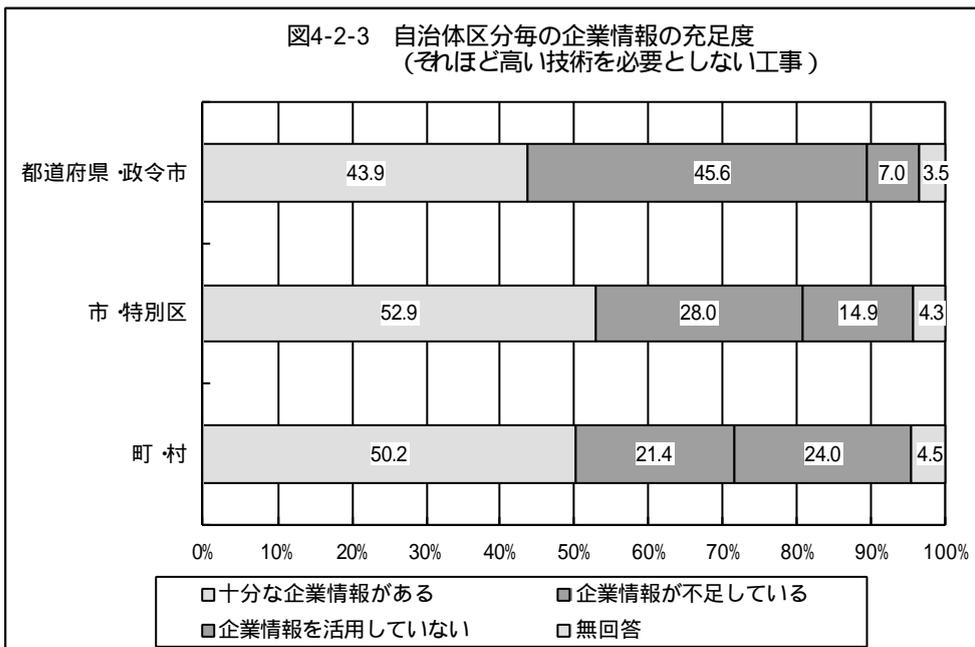
1) 企業情報充足度

自治体区分毎の企業情報の充足度について、高い技術力が必要な工事（図 4-2-2）及びそれほど高い技術力を必要としない工事（図 4-2-3）の区分で示す。

自治体区分を問わず、高い技術力を必要とする工事については、「企業情報が不足している」の割合が圧倒的に多い。



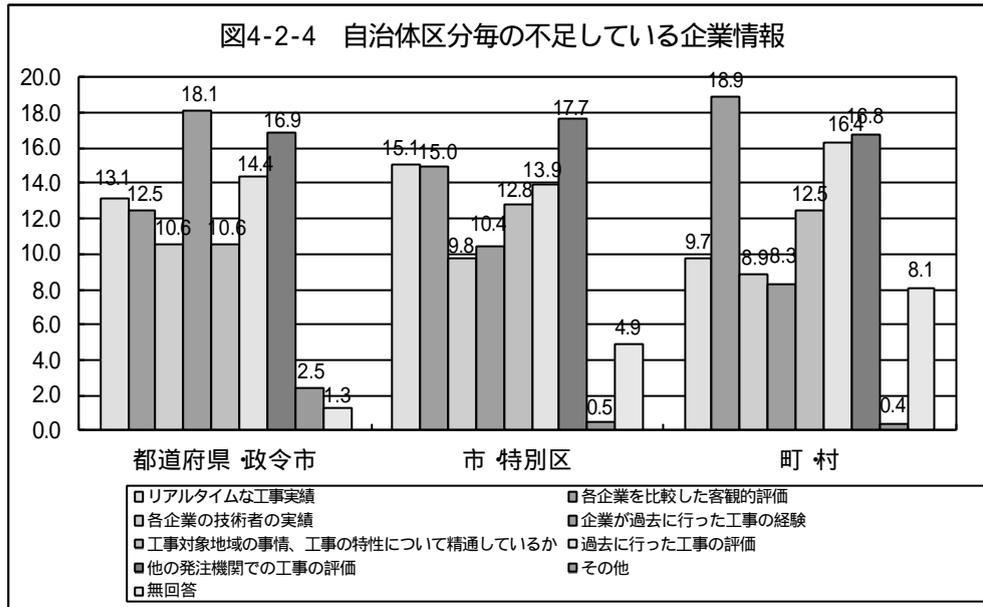
自治体区分を問わず、高い技術力を必要とする工事と比較して、「十分な企業情報がある」の割合が多くなっている。



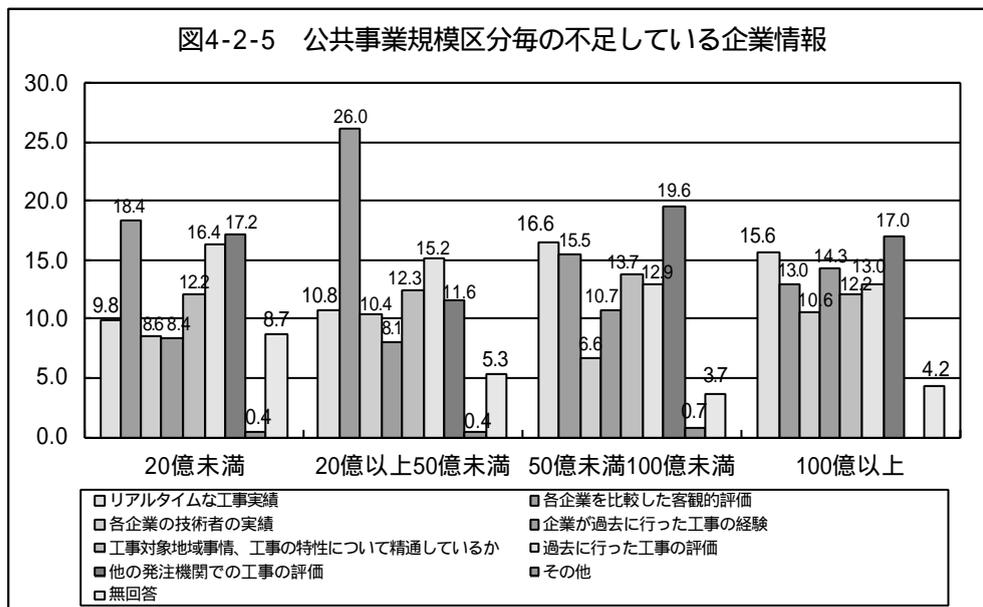
2) 不足企業情報

不足している企業情報について、自治体区分毎(図 4-2-4)及び公共事業規模区分毎(図 4-2-5)に示す。

都道府県・政令市では「企業が過去に行った工事の経験」「他の発注機関での工事の評価」の順で多くなっている。市・特別区では「他の発注機関での工事の評価」が一番であり「リアルタイムな工事实績」と続いている。町・村では「各企業を比較した客観的評価」が最も多くなっている。



公共事業規模が大きくなると「リアルタイムな工事实績」、「企業が過去に行った工事の経験」の割合が多く、公共事業規模が小さくなると「各企業を比較した客観的評価」の割合が多くなる傾向にある。

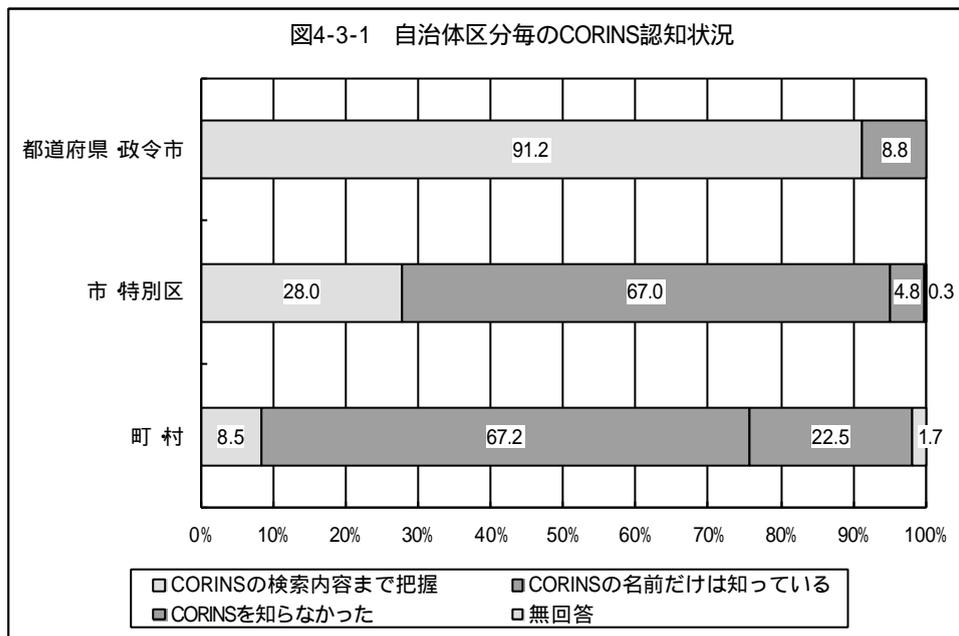


4-3 CORINS 普及状況

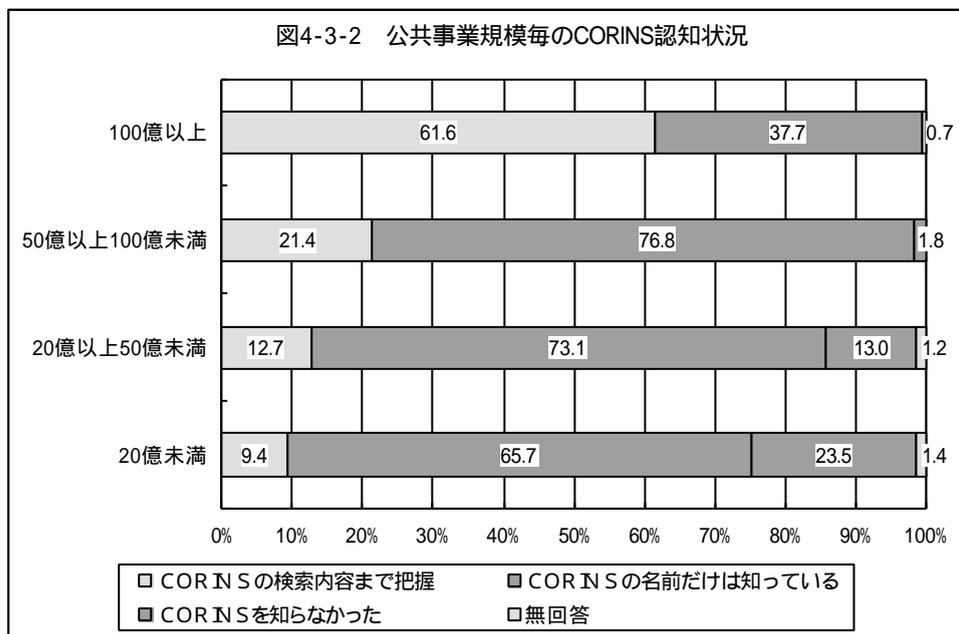
1) CORINS 認知の状況

CORINS の認知状況について、自治体区分毎(図 4-3-1)及び公共事業規模区分毎(図 4-3-2)に示す。

都道府県・政令市ではほとんどの自治体が CORINS の検索内容まで把握しているが、市・特別区、町・村に従って、CORINS の認知状況は悪くなっている。



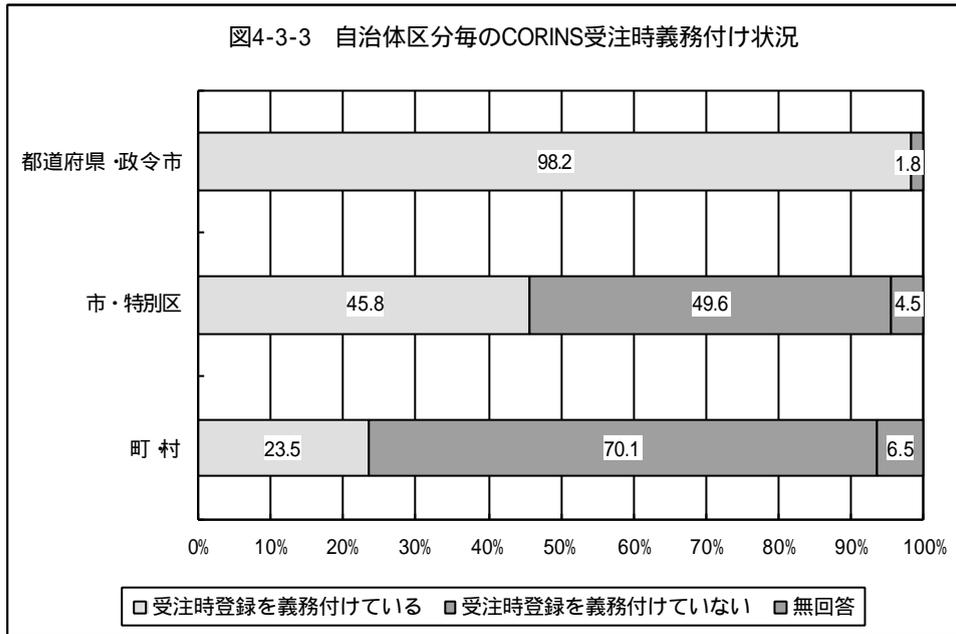
公共事業規模 100 億円以上の自治体では約 6 割が CORINS の検索内容まで把握しているのに対し、公共事業規模が小さくなるに従って、CORINS の認知状況は悪くなっている。



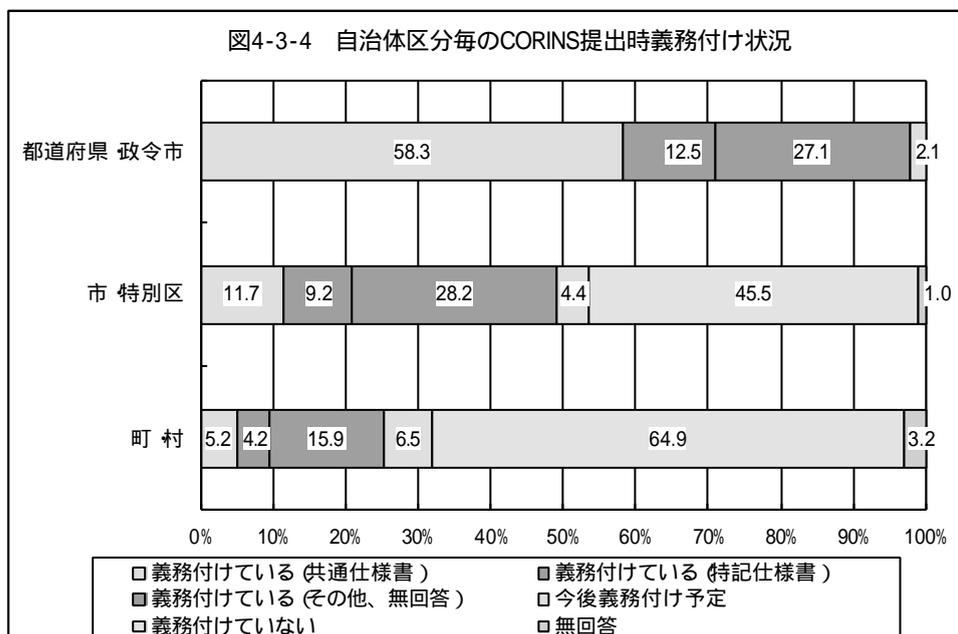
2) CORINSの義務付け状況

自治体区分毎の受注時の義務付け状況(図4-3-3)及びCORINSの登録時の義務付け状況(図4-3-4)を示す。

都道府県・政令市では約9割が受注時にCORINS登録を義務付けているに対し、市・特別区、町・村になるに従ってその義務付け状況の割合は少なくなっている。町・村では、CORINS登録を義務付けていない割合が約7割強に達している。



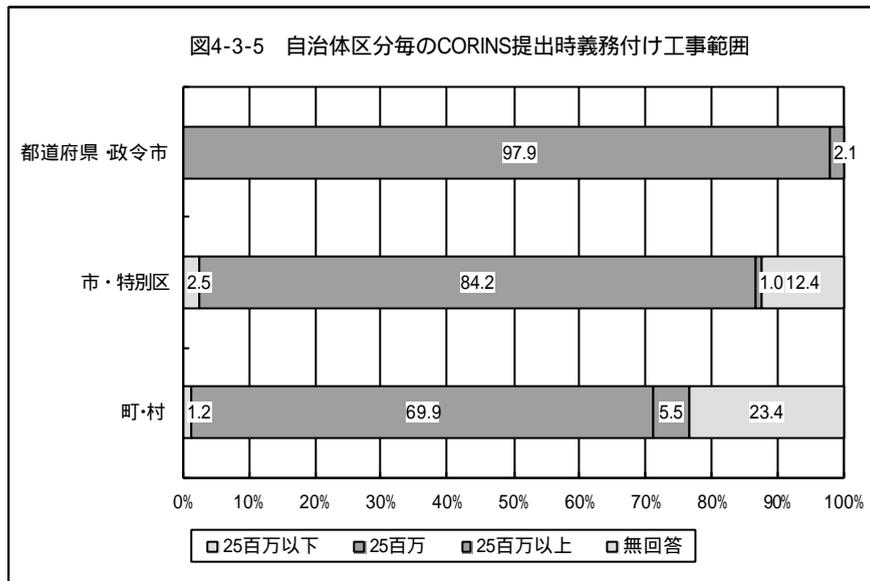
都道府県・政令市では約9割が共通仕様書・特記仕様書・その他でCORINS登録を義務付けているに対し、市・特別区、町・村になるに従ってその義務付け状況の割合は少なくなっている。町・村では、CORINS登録を義務付けていない割合が約7割に達している。



3) CORINS 義務付け範囲

CORINS 登録を義務付けている自治体について、自治体区分毎の CORINS 登録範囲（図 4-3-5）を示す。

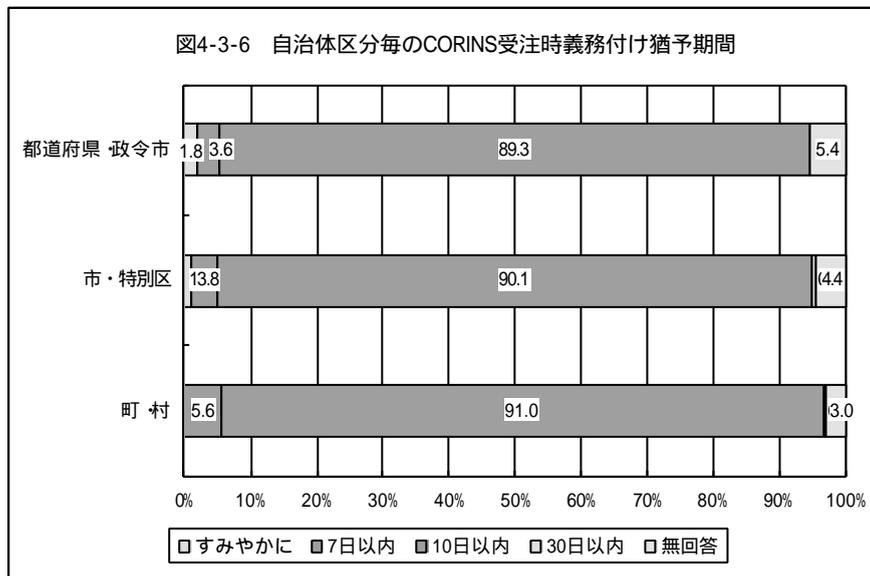
自治体区分を問わず、ほとんどの自治体は 25 百万円以上の工事に対して CORINS 登録を義務付けている。



4) CORINS 受注時登録猶予期間

CORINS 登録を義務付けている自治体について、自治体区分毎に契約から登録までの猶予期間（図 4-3-6）を示す。

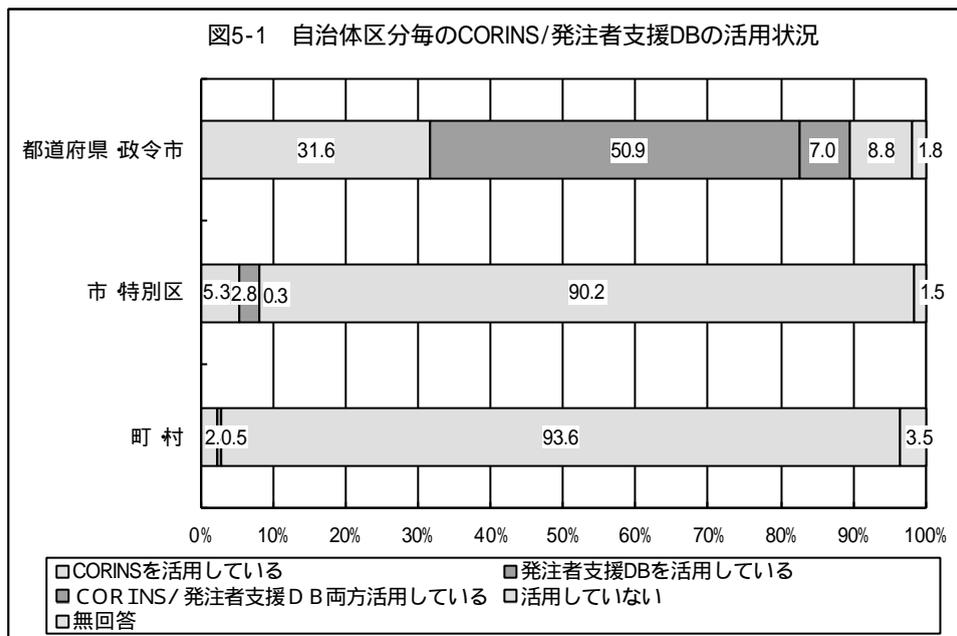
自治体区分を問わず、ほとんどの自治体が契約から 10 日以内の CORINS 登録を義務付けている。



5．発注者支援DBの活用状況

自治体区分毎の企業選定時におけるCORINS及び発注者支援DBの活用状況(図5-1)及び利用頻度(図5-2)を示す。

都道府県・政令市では企業選定時にCORINSまたは発注者支援DBを活用しているのに対し、市・特別区及び町・村ではほとんど活用していない。



都道府県・政令市ではCORINSまたは発注者支援DBをときどき利用しているのに対し、市・特別区及び町・村ではほとんど利用していない。

